

大阪府内における新型コロナウイルス感染症に係る雇用関係助成金等の問合せ先一覧

助成金名	助成内容	問合せ先機関名	電話番号
雇用調整助成金	景気の後退等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用を維持した場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度。 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)が対象となる。	大阪労働局 助成金センター	06-7669-8900
働き方改革推進支援助成金 (職場意識改善特例コース)	新型コロナウイルス感染症対策として特別休暇制度の整備に取り組む中小企業事業主に対する助成制度。 就業規則に特別休暇を規定することに併せて、就業規則変更、労務管理用機器の導入・更新等の取組を実施した場合に、要した費用の一部(助成率3/4等、上限50万円)を支給。	大阪労働局 雇用環境・均等部 企画課	06-6941-4630
働き方改革推進支援助成金 (テレワークコース)	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主に対する助成制度。 就業規則作成変更、テレワーク用通信機器の導入・運用に要した費用等の一部(補助率1/2、上限100万円)を支給。	テレワーク相談センター	0120-91-6479
新型コロナウイルス感染症による ①小学校休業等対応助成金 ②小学校休業等対応支援金	小学校等の臨時休業により保護者が休職した場合等に、非正規雇用の方を含め、労働基準法の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業に対する助成制度。 ①は、労働者を雇用する事業主の方向け。 ②は、委託を受けて個人で仕事をする方向け。	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター	0120-60-3999